

条例第4条第1項の“新設等”の解釈について

東京都下水道条例第4条第1項において、「排水設備の新設等をしようとする者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その計画を管理者に届け出なければならない。」と排水設備計画の届出義務が定められています。

この“新設等”とされている届出が必要な工事については、同条例第3条で「排水設備の新設、増設又は改築」と定義されていますが、下記にその解釈を示しますので、遺漏の無いように届出の徹底をお願いいたします。

記

届出が必要な「新設、増設又は改築」とは次のとおり。

- 1 「新設」とは、建物の新築や建て替え等に伴い、排水設備を新たに設置することをいう。
 - ・ 既存の排水施設を公共下水道に接続する場合を含む。
 - ・ 駐車場の整備など、建築物を伴わない場合も含む。
 - ・ 仮設の排水設備の設置も含む。
- 2 「増設」とは、既存の排水設備に追加して、衛生器具や雨どい等を設置することをいう。
 - ・ 阻集器やディスポーザ排水処理システム等の追加設置を含む。
- 3 「改築」とは、増設の場合を除いて、排水設備の移設や排水経路の変更、衛生器具等の種別の変更などを行うことをいう。
 - ・ 故障箇所等の部分的な入れ替えや部品交換で、排水経路の変更を伴わない場合には届出を省略することができる。ただし、ディスポーザ排水処理システムに関しては、消耗部品の交換以外の改築については届出を要する。
 - ・ 屋内排水設備の改築は計画の届出を省略することができる。ただし建物内に雨水管と汚水管の両方がある場合で、排水経路の変更を伴う場合には、届出を要する。（なおこの場合は、施工箇所付近の排水配管状況のわかる図面を届出書に添付すること）
 - ・ 屋外排水設備の改築で、排水経路の変更を伴わない場合には届出を省略することができる。ただし、雨水浸透施設への改築については届出を要する。

※なお、届出の要否の判断が難しい場合は、必ず下水道事務所に確認すること。

※届出が必要な増設、改築工事の例

- ・ 衛生器具や雨どい等の増設、改築
- ・ 空調機器ドレン汚水管の増設、改築
- ・ 阻集器やディスポーザ排水処理システムの増設、改築
- ・ 屋外の洗い場、排水溝などの増設、改築
- ・ 既存の屋外排水設備の雨水浸透施設への改築
- ・ 屋外排水設備の排水経路の変更
- ・ 排水ポンプおよび排水槽の増設、改築